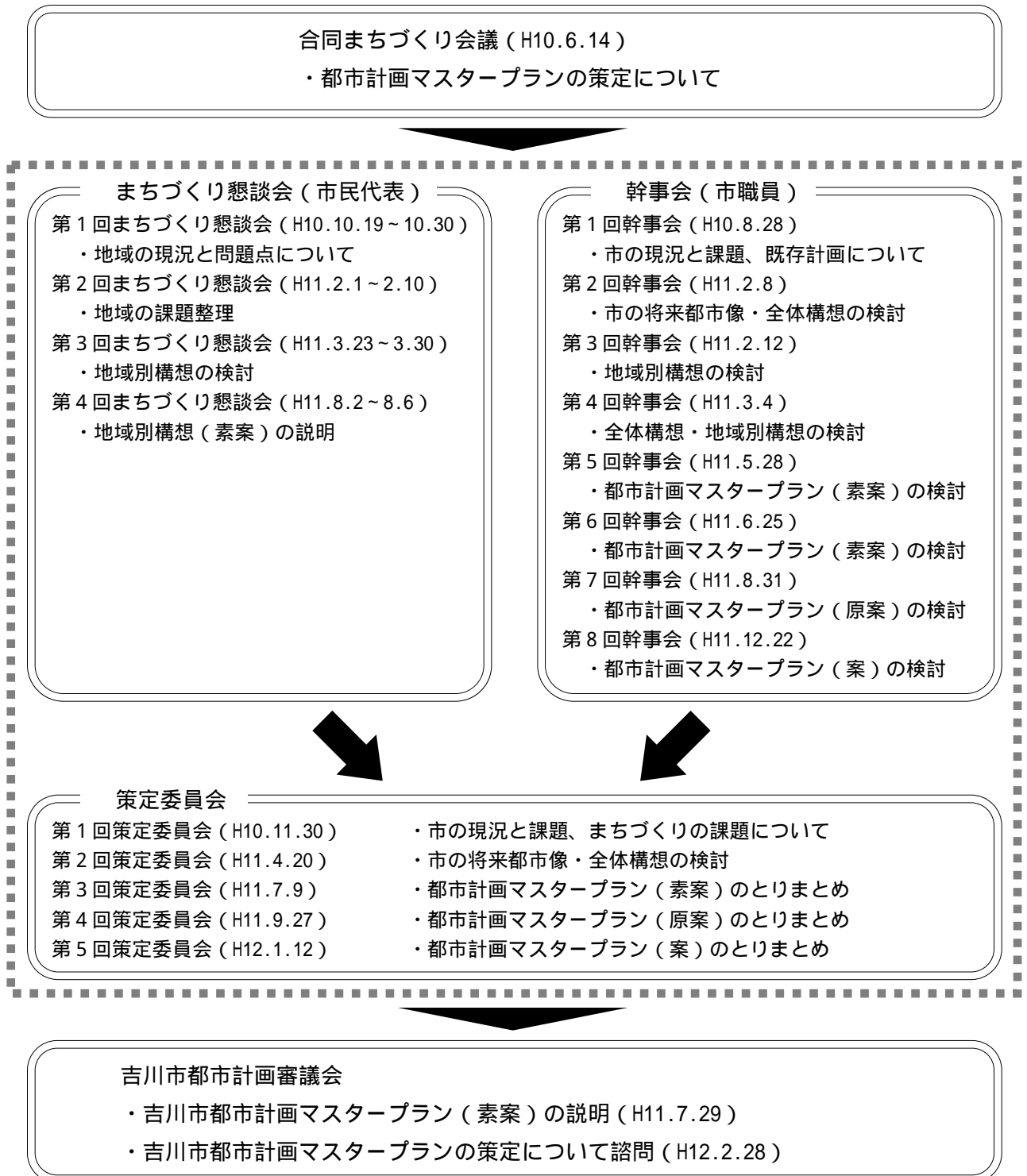


参考資料

資料1 都市計画マスタープラン策定の経緯

資料1-1 都市計画マスタープランの策定の経過



資料1-2 吉川市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	大竹 祐康	吉川市助役
副委員長	西山 金一	吉川市区長会会長
委員	森田 叡	まちづくり懇談会北部地域代表
	桜井 昌一	まちづくり懇談会東部地域代表
	吉澤 力	まちづくり懇談会西部地域代表
	樽谷 俊彦	まちづくり懇談会中央北部地域代表
	松沢 陽寿	まちづくり懇談会中央地域代表
	加藤 五朗	まちづくり懇談会中央南部地域代表
	田口 政博	まちづくり懇談会中央西部地域代表
	井沢 みさ代	まちづくり懇談会南部地域代表
	鈴木 忠三郎	吉川市商工会会長
	鈴木 嘉市	埼玉吉川農業協同組合代表理事組合長
	蓮沼 嘉一	吉川市参事兼総務部長
	安藤 邦夫	吉川市企画財政部長
	斎藤 正雄	吉川市健康福祉部長
	藤見 一郎	吉川市環境経済部長
	会田 和男	吉川市都市建設部長
		田部井 久能
前委員	羽角 行雄	前吉川市教育委員会教育次長（H11.3.31まで）

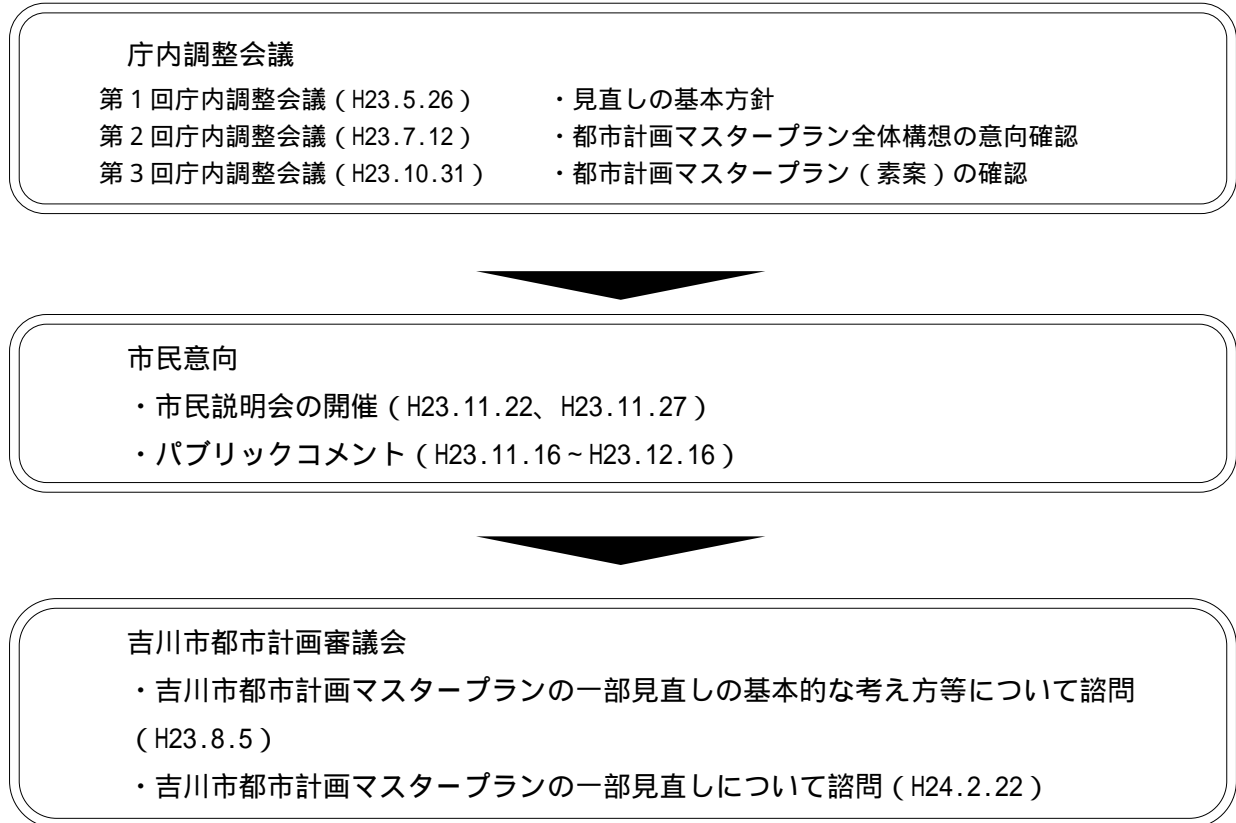
（順不同、敬称略）

資料1-3 市民意見の反映の取り組み

- 市民で構成するまちづくり懇談会の開催（各地域4回ずつ、延べ32回）
- 策定委員会への市民参加（各地域まちづくり懇談会代表）
- まちづくりアンケート調査（H9.11.20～H9.12.26）
 - 「第2章 吉川市民のまちづくり意向」参照
- 原案のアンケート調査（H11.11.1～H11.11.30）
 - 調査方法 情報誌を市内全世帯配布：返信用はがきにより回収
 - 調査内容 都市計画マスタープラン（原案）についての意見・感想
- 原案の説明会（H11.11.8～H11.11.14：全5回）
 - 都市計画マスタープラン（原案）についての説明・意見交換
- 原案の縦覧（H11.11.1～H11.11.30：1ヶ月）
 - 都市計画マスタープラン（原案）についての意見聴取
- 案の縦覧（H12.1.28～H12.2.10：2週間）
 - 都市計画マスタープラン（案）についての意見聴取

資料2 都市計画マスタープラン見直しの経緯

資料2-1 都市計画マスタープランの見直しの経過



資料3 用語集

あ 行

アクセス

接近、(ある場所などへの)交通路、近づく手段のこと。

インターチェンジ

高速道路と高速道路、あるいは高速道路と一般道路を連絡路(ランプ)によって立体的に接続する道路施設のこと。高速道路と高速道路の接続するインターチェンジのことを、通称「ジャンクション」と呼んでいる。

ランプ

高さの異なる道路を互いに接続する連絡路のこと。また、首都高速道路等の出入口という意味にも使われている。

雨水流出抑制施設

雨水の流出を抑制する施設のこと。雨水流出抑制施設には次の2つがある。

公園・校庭等の公共公益施設用地、集合住宅の棟間等の空間地に、その敷地内に降った雨を一時貯留させる貯留施設。

浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる浸透施設。

貯留浸透施設

学校の校庭等を利用して雨水を貯留させたり、地下に浸透させたりする施設のこと。

沿道サービス施設

交通量が多い幹線道路沿いに整備された施設で、主に駐車場のある商業施設のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。

公共空地

住民が利用することのできるオープンスペースのうち、その土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているもの。

都市計画法では、公園、緑地、広場などのことをいう。

か 行

街区公園 「都市公園」参照

回遊

方々をめぐり遊ぶこと。

核家族

夫婦とその未婚の子どもから構成されている家族のこと。

合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけしか処理できない浄化槽のことを単独処理浄化槽という。

吉川市には、合併処理浄化槽転換に対する補助金制度がある。

緩衝緑化

工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、住宅地などの環境を保全するために、工場等の施設に沿って緑化すること。

近隣公園 「都市公園」参照

建築協定

ある一定の地区において、建築基準法の規定に基づく住民発意の「まちづくり」を促進しようとする制度のこと。建築物の敷地・位置・構造・用途・形態または意匠などを定め、住環境の維持増進等を図るため、土地所有者等が全員合意により締結し、管理するもの。

吉川市には、吉川市建築協定条例（昭和58年6月制定）はあるが、協定を結んでいる地区はない。

公共空地 「オープンスペース」参照

公共下水道

市街地の家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道のこと。

公共下水道の水洗化

公共下水道に接続すること。

公共公益施設

公共施設・公益施設を総称した言葉。

公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称のこと。明確な定義はないが、一般的には、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

公共施設

住民の利用を目的として整備され、都市の骨格を形成するような施設をいうが、その具体的範囲は法令によってさまざまである。例えば、都市計画法では、道路、公園、下水道などの施設をいう。

高速鉄道東京8号線

保谷～（西武池袋線）～練馬～（西武有楽町線）～小竹向原～（営団有楽町線）～豊洲～住吉～押上～亀有～野田市

豊洲から野田市までは、平成12年1月の運輸政策審議会答申で2015年までに整備着手することが適当である路線とされている。

コミュニティ

本来は、地域社会、共同（生活）体、という意味である。

一般には、一定の地域に住む人々が、様々な地域の課題に対して、共通の認識をもって話し合い、助け合いながら、より良い生活環境づくりを目指して活動する場をいう。

コミュニティ道路

歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽、ベンチ、街路灯などをもうけた道路のこと。

歩行、休息、会話、遊びなど地域の人びとの多様な要請を満たし、地域に密着した道路であるため「コミュニティ道路」と名づけられた。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。

市民農園

市町村、農協、個人農家などが農地を区画し、都市の住民等農業者以外の人々に、レクリエーション等の目的で、野菜や花などを栽培する場として提供する農園のこと。

住工混在

同一地域に住宅と工場とが混在して市街地を形成していること。

集約型都市構造

まちなかや駅周辺などにおいて都市の機能を集約し、その他地域においては市街地の密度を高めることなく公共交通などのネットワークで連携した、少子高齢化や環境問題に対応したコンパクトな都市構造のこと。

親水

水にふれる、接する、ながめる、なじむことなど水と親しむこと。

水洗化 「公共下水道」参照

スプロール

市街地の周辺部などにおいて、農地などが虫食い状に開発されて、無秩序に市街地が拡散していく現象のこと。

生活関連施設

上下水道、公園、道路、ごみ処理施設、教育文化施設、医療施設など市民の日常生活に密着した施設のこと。

整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共設備の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

具体的には、以下のような内容を定める。

都市計画の目標 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

吉川市は「越谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が定められている。

総合振興計画

市の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標の実現のため、市政運営の長期的な指針を示すことを目的として策定するもの。

吉川市では、平成24年に「第5次吉川市総合振興計画」を策定した。

ゾーン

地帯、区域、区画のこと。

ここでは、概ね同じような特性や土地利用等を持つまとまりを設定したものをいう。

た 行

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の公共施設の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、公共施設と建築物の一体的、総合的な整備を図り、個々の地区にふさわしい良好な環境の形成、保全を目的に、住民参加のもとに定められる計画のこと。

吉川市には、吉川町第一地区、きよみ野地区、吉川ネオポリス地区、吉川・松伏工業団地地区、吉川中央地区、吉川駅南地区、吉川保地区、平沼西部地区、武蔵野操車場跡地地区の9地区で定められている。

調整池・調節池

調整池とは、大雨時に開発による雨水の流出増等が直接河川へ影響を及ぼさないよう、一時的に雨水を貯留させる池のこと。

調節池とは、洪水時に河川への負担を軽減するため、洪水を一時的に貯めておく池のこと。

貯留浸透施設 「雨水流出抑制施設」を参照

辻広場

江戸時代から庶民の情報交換の場として使われてきた辻(道路が交差しているところ、みちばた)にもうけられた小公園のこと。

低炭素都市づくり

地球温暖化を緩和するためにはCO₂の排出削減と吸収増加が基本となる。

そのため、都市の空間的形態や都市機能・緑地又はオープンスペースの配置など、都市構造を低炭素化するとともに、省エネの推進、自然エネルギーや未利用エネルギーの導入、市街地内の緑地、市街地をとりまく農地・樹林地による吸収源を増加させるなどの対策を推進することにより、低炭素な都市をつくっていくという考え方のこと。

透水性舗装

雨水を直接地中に浸透させる舗装のこと。

アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにすることにより地下水のかん養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域のこと。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件などの現況・推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

吉川市全域、越谷都市計画区域に指定されている。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。

都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に係る権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

都市計画提案制度

まちづくりに関する都市計画を提案できる制度であり、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定又は変更について提案できる制度である。

都市計画道路

都市計画法第11条に定められている、都市施設の一つであり、都市計画決定された道路のこと。

吉川市には、1・1・1東埼玉道路、3・3・1越谷吉川線、3・3・3浦和野田線、3・3・4三郷吉川線など15路線ある。

都市公園

都市公園法第2条第1項に掲げる公園又は緑地のこと。都市公園には、次のものがある。

- ・国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）
- ・地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・都市緑地等）吉川市には、県営吉川公園、永田公園、吉川沼辺公園など137箇所ある。

都市公園以外の公園又は緑地として、市民農園、道路の緑地などがある。

街区公園

0.25ha程度の公園のこと。最も身近に利用できる公園。誘致距離250m。

吉川市には、中井沼公園・木売公園・保第2公園など62箇所ある。

近隣公園

2ha程度の公園のこと。運動広場を中心とする動的レクリエーションのための公園。誘致距離500m。

吉川市には、吉川運動公園・関公園・中曽根公園など6箇所ある。

都市緑地

都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地のこと。

吉川市には、県営吉川公園などがある。

都市施設

都市計画法第11条に定めている、道路、駅前交通広場、公園、下水道、河川、ごみ処理場など、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための各種施設のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業のこと。

事業の仕組み及び目的は土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることである。

吉川市では、吉川第一地区・吉川特定地区（きよみ野）・吉川駅南特定地区・吉川中央地区・吉川保地区で事業完了済または事業中。

吉川第一地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川第一土地区画整理事業
吉川駅を中心に、南北に約4kmの地域で事業完了済み。

吉川特定地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川特定土地区画整理事業
吉川団地の東側で事業完了済み。「きよみ野」

吉川駅南特定地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業
吉川駅の南東で事業完了済み。

吉川保地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川保地区土地区画整理事業
中川台団地の北側で事業完了済み。

吉川中央地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業
中央中学校、栄小学校の周辺で事業中。

武蔵野操車場跡地地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画
整理事業
吉川美南駅周辺で事業中。

な 行

ネットワーク

網状のもの、連絡網、網状組織にする、網状につなぐこと。

水と緑のネットワーク

公園、緑地、ポケットパーク、学校、その他の公共公益施設等を歩道、緑道、サイクリングロード、河川、水路等で網状につないだもの。

避難路・避難所ネットワーク

学校等の避難所、公園等の一時避難所等の安全な場所に市民が速やかに避難するための道路網のこと。

農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、集落における生活環境を改善するための排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

吉川市では、八子新田と鍋小路の一部の地域で整備中。

は 行

パートナーシップ

連携、協力、協働のこと。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。

ビオトープ

野生動植物の生息・生育空間のこと。

生物を意味するビオと場所を意味するトープを合成したドイツ語。

東埼玉道路

県東部を縦貫する自動車専用道路のこと。

区間は、東京外郭環状自動車道（八潮市）～一般国道16号（庄和町）までが都市計画決定している。

避難路・避難所ネットワーク 「ネットワーク」参照

ベッドタウン

大都市郊外に立地する住宅都市。

都心部に通勤する人びとが、寝るためにだけ帰ってくるまちであるということから、ベッドタウンとよばれる。

防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域とは、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は、商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定める。また、準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定める。

防犯環境設計

各家庭、道路、公園等において、防犯に配慮した構造、設備、配置を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備すること。

保水・遊水機能

森林などの自然地に降った雨は木の葉や草花によって地表面からさえぎられ、蒸発したり地中へ浸透したりして、その水量を減じながら、河川へ流れ出していく。このような、降雨が河川へ流出するまでの過程を緩やかにする働きを保水機能という。

水田や池沼などは、そこに降った雨や、河川や水路から流入した水を一時的に貯留して、河川の負担をやわらげる機能があり、このような働きを遊水機能という。

ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という意味であり、わずかなスペースを利用して、住宅地の中にもうけられた小公園のこと。

ま 行

水と緑のネットワーク 「ネットワーク」参照 未利用エネルギー

未利用エネルギーとは、河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかった以下のようなエネルギーの総称。種類としては、生活排水や中・下水の熱、清掃工場の排熱、超高圧地中送電線からの排熱、変電所の排熱、河川水・海水の熱、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、雪氷熱等がある。

や 行

誘致圏

公共施設などを中心にして、誘致距離を半径として円を描き、その円形内の区域のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。用途地域には、12種類あり、大別すると、住居系、商業系、工業系となる。

ら 行

ランブ 「インターチェンジ」参照 レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを、休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽のこと。

わ 行

ワークショップ

グループによる討議や作業による研究集会、講習会のこと。

都市計画・まちづくりの分野では、地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動のこと。